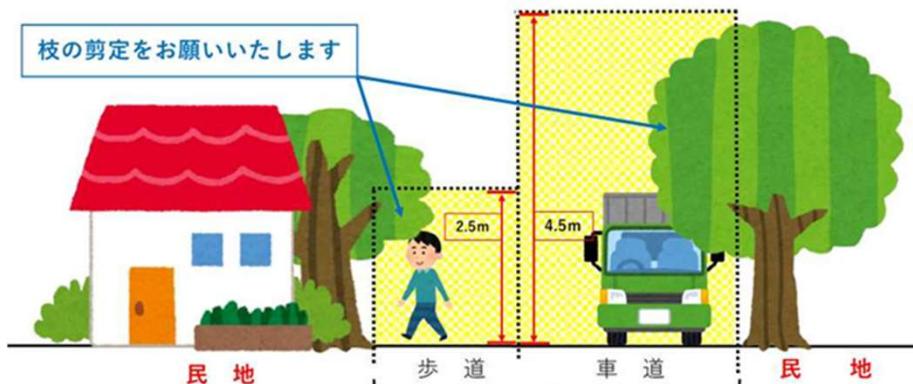


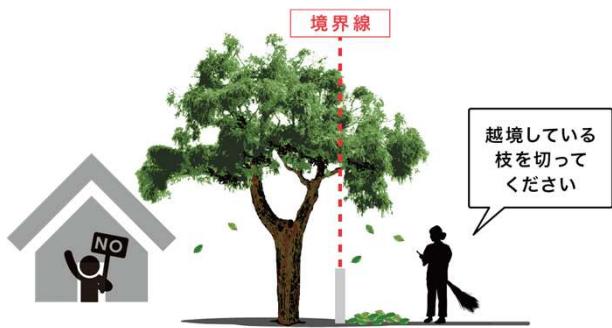
道路・隣家にはみ出した枝木

改正民法をわかりやすく解説

道路上に私有地より樹木や草がはみ出していると、通行の妨げになるほか、交通事故の原因になる可能性があります。私有地からはみ出している樹木や草は土地所有者に所有権があります。はみ出している草木によって事故や怪我をされた場合、その土地所有者に賠償責任が発生する可能性があります（民法第717条）。

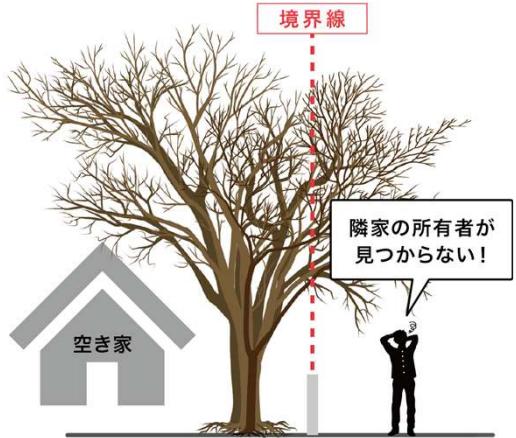


また民法改正では、越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、①～③の3つの場合には、越境した枝を自ら切り取ることができる、と改められました（改正後の民法233条3項1号～3号）。



① 催告しても竹木の所有者が切除しないとき

まず、竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないときには、土地の所有者は、枝を切り取ることができます。相当の期間は、竹木の所有者が枝を切除するために必要と考えられる期間です。個別の事案によって期間は異なりますが、一般的には、2週間程度の期間を必要とするものと考えられます。



② 竹木の所有者または所有者の所在を知ることができないとき

次に、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないときにも、枝を切り取ることが認められます。隣地の所有者の行方が不明であり、建物は空家のまま、庭木は荒れ放題に放置されているような状況において、調査を尽くしても竹木の所有者または所有者の所在が不明であるケースです



③ 急迫の事情があるとき

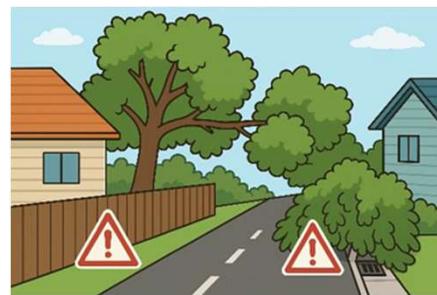
さらに、急迫の事情があるときにも、催告をすることなく、土地の所有者の枝の切除が許されます。たとえば、台風によって木の枝が折れ、隣地に落下して建物を毀損するおそれがあるような場合

樹木管理は所有者の責任です

～越境枝木・高木・ツル枝…分譲地の安全と美観を守るために、厳正対応します～

私たちの伊豆急伊豆高原分譲地は、定住者と別荘利用者が共に暮らす「二つの暮らしの交差点」です。しかし近年、越境枝木によるトラブルが増加しています

- ・隣地に越境する枝木
- ・道路にはみ出す枝葉
- ・高く伸び、倒木の恐れがある樹木
- ・側溝を覆い、排水を妨げるツル枝・雑木



これらは景観の悪化だけでなく、通行障害・災害リスク・隣人トラブルの原因にもなります。

⚖ 民法改正と自治会の対応方針 ⚖

令和5年の民法改正により、越境枝木の切除権が明文化されました。親和会としては以下のようの方針で対応します：

対象	対応
隣家からの越境枝木	当事者同士での話し合いをお願いします。※ 親和会はご要望書の取次ぎのみ対応可能です
管理道路への越境枝木	所有者に催告書による伐採を強く要請。応じない場合は代理伐採し、費用を請求します
高木(倒木・落枝の危険)	同上。ただし緊急性がある場合は、事前催告なしで緊急伐採を行い、費用請求します
ツル枝・雑木(側溝を塞ぐ)	排水障害の原因となるため、所有者に除去を要請。放置の場合は代理除去し、費用請求します

これは「ペナルティ」ではなく、「分譲地全体の安全と信頼を守る責任」です。定住会員は「日々の管理の大切さ」、別荘会員には「不在時でも責任がある」ことを十分ご認識ください。

放置は迷惑行為 - 敷地管理はあなたの義務です

- ＊ ご自身の敷地の樹木を定期的に確認・選定してください！
- ＊ 側溝周辺のツル枝・雑木を除去し、排水を確保してください！
- ＊ 越境の可能性がある場合は、早めに伐採をお願いします！

ご不明な点は、親和会事務所にご確認ください。

